平成 29 年度(平成 28 年分)から実施される主な税制改正

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の
書類の添付等義務化について

平成28年分以降の所得税の確定申告および住民税の申告において、日本国外に居住している親族に係る配偶者控除(または配偶者特別控除)、扶養控除、障害者控除の適用を受ける際は「親族関係書類」および「送金関係書類」の添付または提示が必要となりました。

なお、「親族関係書類」および「送金関係書類」が外国語で作成されている 場合には、日本語の翻訳文も必要です。

(注意)

- ・給与等または公的年金等の源泉徴収および給与等の年末調整において、源泉 徴収義務者に「親族関係書類」および「送金関係書類」を提出または提示して いる場合には、申告の際にこれらの書類の添付または提示は不要です。
- 16歳未満の扶養親族であっても、障害者控除を受ける場合や、住民税の非課税限度額制度の適用を受ける場合は、これらの書類の添付または提示が必要です。

●「親族関係書類」とは

次の①または②のいずれかの書類で、国外居住親族が申告者の親族であることを証明するものです。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類の原本および国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類の原本で、国外居住親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるもの(例:戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等)
 - ※一つの書類だけでは、国外居住親族の氏名、生年月日、住所または居所の全てが記載されていない場合や、国外居住親族が申告者の親族であることを証明できない場合には、複数の書類を組み合わせることにより証明する必要があります。

●「送金関係書類」とは

次の①または②の書類で、申告する年中において、国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払を、必要の都度それぞれの人に行ったことを証明するものです。

- ① 金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により申告者からその国外居住親族に送金をしたことを証明する書類 (例:外国送金依頼書の控え等)
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類またはその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示して商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する金銭を申告者から受領したことを証明する書類

(例:クレジットカード〈家族カード〉利用明細書等)

«Q&A»

- Q1 国外居住親族が複数いるが、一人の代表者にまとめて送金等を行っている場合に、その「送金関係書類」を、国外居住親族全員分の「送金関係書類」として取り扱うことはできますか。
- A1 代表者の方にまとめて送金等がされている場合は、その代表者の方の みの「送金関係書類」に該当し、その方以外の「送金関係書類」には 該当しません。
- Q2 国外居住親族に対し、複数年分まとめて送金している場合、その「送金関係書類」を、複数年にわたって「送金関係書類」として使用できますか。
- A 2 送金等をした年分の「送金関係書類」には該当しますが、その年以外 の年分の「送金関係書類」には該当しません。
- Q3 国外居住親族への送金等は知り合いを通じて現金で手渡しているため、 「送金関係書類」はありませんが、扶養控除等を適用できますか。
- A3「送金関係書類」の提出又は提示がない場合は適用できません。